

地域商店街活性化法の概要

(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律)

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める試みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街を活性化。また、商店街を担う人材対策を強化。

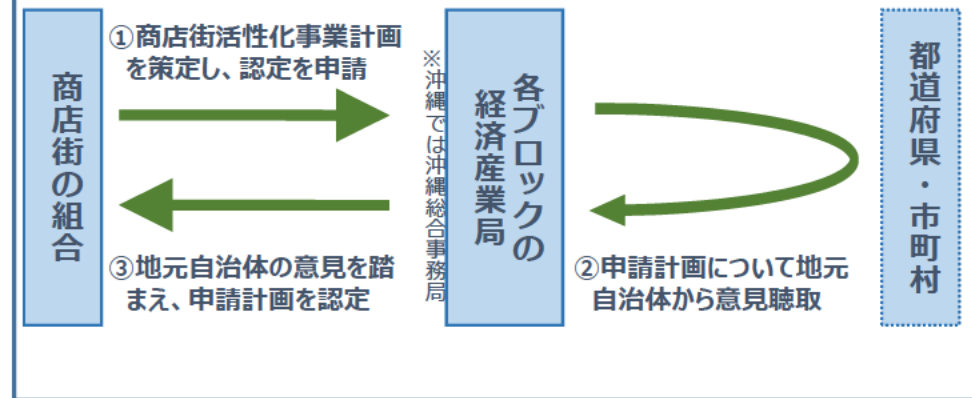
1. 法の趣旨

- ソフト事業も含めた商店街活動への支援を強化
(取組事例)
地域への貢献：高齢者・子育て支援、宅配サービス
地域の魅力発信：地域イベント、商店街ブランド開発
- 地域のニーズに沿った空き店舗利用を支援
- 商店街の意欲ある人材を育成・確保
- 関係省庁・地方公共団体と連携した支援

2. 支援策の内容

- ★補助金：中小企業庁商業課が行う商店街向け補助事業において、**採択審査時に有利な取扱い**を受けることができます。
- ★税制措置：認定事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その**譲渡所得から1,500万円の特別控除**が受けられます。
- ★融資関連：認定地域内の中小小売事業者等の**事業資金**について**(株)日本政策金融公庫**による**融資**が受けられます。また、**中小企業信用保険法の特例**、**市町村による高度化融資**の対象となります。

3. 認定スキーム



地域活性化に取り組む商店街の事例

【健軍商店街振興組合（熊本県熊本市）】
地域の高齢者率が高いことを踏まえ、福祉・健康情報の提供と健康相談等を実施するため、空き店舗を活用した街なか図書室、世代間交流のできるサロンの設置を行う。併せて、商店街ブランド創出に向けた「健康ブランド商品の開発」等による医商連携による活性化を図る。

【横手駅前商店街振興組合（秋田県横手市）】
地元農家と連携した直産販売を実施するとともに、農産物の活用による郷土料理の継承や新メニュー開発、地元で活躍するデザイナーによる子供向け教室の開催など、地域色豊かなイベント等を通年を通して実施することで賑わいを創出する。

※なお、各支援策を受けるためには、それぞれの支援策ごとに個別に申請し、審査を受ける等の手続が必要となります。